

## 越谷市地域防災計画の改定概要

### 1 改定の経緯

越谷市地域防災計画は、平成25年3月に改定したところですが、平成25年度に上位計画である国の災害対策基本法や防災基本計画、埼玉県地域防災計画等の改正がありました。また平成25年11月に埼玉県地震被害想定調査報告が公表され、新たな被害想定が示されています。このほか平成25年9月には本市が竜巻で被災しており、直後に行ったアンケート調査により防災対策の課題が明らかとなりました。

今回の改定は、これら関係法令・上位計画の改正や想定被害の更新、竜巻災害での課題等を踏まえ、より具体的で実効性のある地域防災計画に見直すことを目的として行うものです。

### 2 改定の概要

越谷市地域防災計画の改定の概要は、以下のとおりです。第1回防災会議以降、特に火山噴火降灰対策や、最悪事態（シビアコンディション）への対応、竜巻等突風災害対策、大規模水害対策、複合災害対策を充実させました（参照：No. 18～22）。

表 越谷市地域防災計画の改定の概要

No.	改定の背景	改定事項	改定概要
1	災害対策基本法の改正 (平成25年6月)	災害対策の基本方針	被害を完全には防ぐことができない大災害に見舞われる可能性を直視し、大災害に備えた「減災」の視点を災害対策の基本方針として追加しました。
2		要配慮者の避難支援	災害時要援護者避難支援制度に基づき、避難支援等関係者となるもの※を記載しました。 ※：市の関係部課所、消防本部、越谷警察署、越谷市社会福祉協議会、制度に賛同いただいた自治会、自主防災組織、近隣住民、民生委員・児童委員
3			避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲※を記載しました。 ※：①75歳以上の一人暮らしの方で避難支援を必要とする方、②75歳以上の高齢者のみの世帯の方で避難支援を必要とする方、③要介護認定区分3・4・5の認定を受けている方で避難支援を必要とする方、④身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方で避難支援を必要とする方、⑤その他避難支援が必要と判断される方
4			避難支援等関係者の安全確保※について記載しました。 ※：本人の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うこと
5			災害時要援護者避難支援制度に基づき、名簿の更新に関して記載しました。

No.	改定の背景	改定事項	改定概要
6	災害対策基本法の改正 (平成25年6月)	要配慮者の避難支援	災害時要援護者避難支援制度に基づき、情報漏えい防止のために市が求める・行う措置※について記載しました。 ※：名簿の共有にあたって、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の情報を他団体に漏らさないこと、名簿を目的以外に使用しないこと、名簿の紛失等がないように適正な維持管理をすること、名簿の複写又は複製をしないこと。またこれに反する事態が生じた場合、市は必要に応じて避難支援等関係者に対し登録情報の保護に関する指示又は調査を行うなど、速やかに適切な措置を講ずること
7			本人の同意のもと避難支援等関係者と名簿を共有することを記載しました。
8			災害時要援護者について、「要配慮者」に用語を見直しました。
9		被災者情報の取扱い	被災者台帳の作成にあたって必要な個人情報を利用できることを記載しました。
10			安否情報の照会について、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮した上で、本人の同意なしで回答できることを記載しました。
11		指定緊急避難場所・指定避難所の指定	従前の広域避難場所、避難場所及び避難所の基準要件は保持しつつ、これらの中から、市の自然的条件等を踏まえ災害種別ごとに「指定緊急避難場所」を指定することを記載しました。また、従前の避難所を「指定避難所」として指定することを記載しました。 【第2編 第2章 震災予防計画 第8節 震災に備えた体制整備 第13 避難支援体制の整備 6 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 P.133】
12	災害対策基本法の改正 (平成26年11月)	放置車両の対策	道路管理者が、災害発生時において、立ち往生車両や放置車両等により、災害応急対策の実施に支障が生じる場合、当該車両等の移動その他必要な措置をとることができることを記載しました。 【第2編 第3章 震災応急対策計画 第13節 緊急輸送計画 第5 緊急輸送道路の確保及び広報 1 緊急輸送道路の確保 P.198】
13	防災基本計画の改正 (平成26年1月)	復興の基本理念	復興の基本理念として「速やかな施設の復旧」、「国・県による地方公共団体の主体的取組の支援」、「市民の意見の尊重」、「安全な地域づくりの推進」を追加しました。
14	首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定 (平成26年3月)	特定緊急対策事業推進計画の作成	本市が「首都直下地震緊急対策推進基本計画」における緊急対策区域に指定されており、緊急対策区域は必要により「特定緊急対策事業推進計画」を作成することができることを記載しました。
15	水防法の改正 (平成25年6月)	地下街・要配慮者施設における水防対策	地下街、要配慮者施設における避難確保計画または浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置、水防訓練の実施について追加しました。(地下街は義務、要配慮者施設は努力義務)
16	気象業務法の改正 (平成25年5月)	特別警報の発表	東京管区气象台(熊谷地方气象台)から発表される情報に特別警報を追加しました。

No.	改定の背景	改定事項	改定概要
17	埼玉県地域防災計画の改正 (平成26年3月)	防災対策の基本方針	防災対策の基本方針について、広域支援・受援体制の整備を図ること、二次災害への備えを図ることを記載しました。
18	埼玉県地域防災計画の改正 (平成26年3月)	火山噴火降灰対策	<p>火山噴火降灰対策は、これまで想定してきた災害とは質が異なり、市民の健康や生活への影響を最小限に抑えることを目的としています。</p> <p>具体的には、以下のような対策を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市による上下水道施設への影響軽減対策（生活への影響対策） 【2 事前対策の検討 P. 76、第6 ライフライン施設・交通施設等の応急対策 P. 176】</li> <li>●市による農作物の火山灰除去の支援（生活への影響対策） ..... 【第7 農業者への支援 P. 176】</li> <li>●市による降灰の処理（生活への影響対策） ..... 【第8 降灰の処理 P. 176】</li> <li>●市民に求める行動の規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクやゴーグルの準備（健康への影響対策）</li> <li>・洗濯物の部屋干し（健康への影響対策）</li> <li>・運転時の視界不良やスリップへの注意（生活への影響対策）</li> </ul> </li> </ul> <p>【1 火山噴火に関する知識の普及 P. 75、3 降灰に伴う取るべき行動の周知 P. 175】等</p>
19		最悪事態 (シビアコンディション)への対応	<p>シビアコンディションへの対応は、大規模災害時に生じうる最悪事態を可能な限りイメージし、最悪事態においても市民等の人命を守ることを目的としています。</p> <p>実施する対策は現況計画をベースとしており、具体的には、以下のような対策の方向性を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民による自身の命を守るための行動の規定 ..... 【①命を守るのは自分が基本 P. 313】</li> <li>●市による防災に係わる従事者の安全確保体制の整備 ..... 【②支援者の犠牲はあってはならない P. 314】等</li> </ul>
20		竜巻等突風災害対策	<p>竜巻等突風災害対策は、平成25年の被災教訓を踏まえた対策により、災害対策上の課題を解決するとともに、竜巻被災により発生した負傷者、農作物への被害等の被害を最小限に抑えることを目的としています。</p> <p>具体的には、以下の対策を追加しました。</p> <p>(課題) 被害状況の把握に苦労を要した。</p> <p>(対策1) 市によるリアルタイムの情報収集体制の整備 ..... 【6 道路の応急復旧 P. 388】</p> <p>(対策2) 市によるリアルタイム情報伝達のためのビデオやカメラの活用 ..... 【3 情報収集・伝達体制の整備 P. 87】</p> <p>(課題) 道路上に飛散したがれきの撤去が遅れ道路閉塞が続いた。</p> <p>(対策) 道路上に飛散したがれきの緊急撤去の実施 ..... 【3 廃棄物処理 P. 388】 等</p>

No.	改定の背景	改定事項	改定概要
21	埼玉県地域防災計画の改正 (平成26年3月)	大規模水害対策	<p>大規模水害対策は、利根川及び荒川の氾濫により本市が浸水することを想定し、大規模水害ならではの被害の特徴を踏まえた対策により、大勢の避難を実行可能とすること等を目的としています。</p> <p>具体的には、以下の被害の特徴と対策を追加しました。</p> <p>(特徴) 首都圏広域氾濫(利根川)と元荒川広域氾濫(荒川)ともに、氾濫流が市に到達するまで12時間の時間がある。</p> <p>(対策) 市による避難の移動時間を考慮した避難準備情報の伝達 .....【2 適時的確な避難勧告・指示の実施 P.385】</p> <p>(特徴) 浸水区域が大きく、首都圏広域氾濫(利根川)では市のほぼ全域、元荒川広域氾濫では市の半分が浸水する。</p> <p>(対策1) 広域連携による避難場所・避難所の確保 .....【4 市外避難場所・避難所の確保 P.343】</p> <p>(対策2) 市による広域避難のための実施体制の整備 .....【6 広域避難に向けた検討 P.344】</p> <p>(特徴) 浸水深が大きく浸水期間が長いことによる孤立者の発生</p> <p>(対策) 市、県、防災関係機関による孤立者の救助体制の整備 .....【7 孤立者・入院患者等の救助体制の整備 P.344】 等</p>
22		複合災害対策	<p>複合災害対策は、複数の災害が同時に発生することによって起こり得る被害をイメージするとともに、現況の計画を見直し、複合災害時にも市民等の人命を守ることを目的としています。</p> <p>具体的には、以下の対策を追加しました。</p> <p>●市による越谷市で発生が考えられる複合災害被害想定の実施 .....【3 複合災害発生時の被害想定の実施 P.407】</p> <p>●市による被害想定を踏まえた防災関係施設の配置検討、代替活動場所の検討 .....【4 防災施設の整備等 P.407】</p> <p>●市による地震及び風水害に耐えうる避難所及び福祉避難所の確保 .....【6 避難対策 P.407、8 災害時の要配慮者対策 P.408】 等</p>
23	埼玉県地震被害想定調査の公表 (平成25年11月)	被害想定	平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書に基づき新たな被害想定が示されました(これにより越谷市の被害が最大となる地震は東京湾北部地震から茨城県南部地震に変更されました)。
24	その他	時点更新	追加された災害時の応援協定締結事業者について記載するなど各種データの時点更新を行いました。